

平成25年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成 25 年 8 月 29 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 20 分

場 所 市役所本庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席者 渡邊信善会長、徳田昌生副会長、浅野みゆき委員、石丸千登勢委員、
三浦ひとみ委員、宮田民子委員、向井邦弘委員、蜂谷健一郎委員、我妻信彦委員
(欠席：井出美沙委員、清水祐美子委員、西野悦子委員)

【事務局】 企画経済部長 加藤龍幸
協働推進・市民の声を聴く課長 上ヶ嶋浩幸
協働推進・市民の声を聴く課主査 清水千晴
協働推進・市民の声を聴く課主任 畠中潤
協働推進・市民の声を聴く課主事 瀧坪真里依

傍聴者 0 人

=====
【渡邊会長】

本日は、次回の答申に向けて皆さんのご意見を伺いたく思っていますのでよろしくお願いします。只今から平成 25 年第 1 回石狩市市民参加制度調査審議会を開催いたします。

会議を始める前に、4 月 1 日の人事異動により、事務局職員に変更があったということなので、事務局より紹介願います。

【事務局】 ～挨拶（上ヶ嶋課長、畠中主任、瀧坪主事）～

【渡邊会長】

次に、本日の欠席委員ですが、清水委員、西野委員から欠席の報告を受けています。

では議事に入ります。本日の議題は、平成 24 年度市民参加手続の実施状況の評価、手続に関する改善方法等になっております。まず報告事項です。

【事務局（清水主査）】

各審議会の委員に支払われている報酬等の額について取扱いが統一されていない場合があり、整理の必要性についていただいた答申への対応について報告します。昨年度の予算協議時に庁内調整を行い、これまで「石狩市非常勤職員の報酬額及び費用弁償に関する条例」で定めている報酬額よりも低額の報酬費を支払っていた審議会が 6 つありましたので、これらについては今年度より条例で定めている報酬額に準拠した金額を支払うことになり、審議会等の委員に支払う報酬額等については統一されました。以上です。

【渡邊会長】

質問がないので、只今の報告については承認したいと思います。続いて平成 24 年度市民参加手続の実施運用状況の評価について説明をお願いします。

【事務局（清水主査）】

4 ページをご覧ください。平成 24 年度市民参加手続の実施運用状況の評価についてご説明いたします。ご覧いただいている資料 1 市民参加手続の実施運用状況ですが、まず市民参加手続の手法ごとの評価について上の表でご説明します。真ん中の列が昨年度の実施内容です。一番下に記載していますが全体で 49 件の手続を実施しまして延べ 1,831 人が参加されています。

次に昨年度に行った市民参加手続の手法の種類ですが、表の一番左側に記載しています通りに審議会、パブリックコメント、縦覧、ワークショップ、そしてその他の手続として意見交換会こちらの 5 つの手法を用いています。各手法ごとに見ていきますと、まず審議会ですが 24 件のテーマについて審議会が開催され、延べ 729 人が参加しています。ここで一か所訂正願います。審議会の件数の増減ですが 23 年度に比べて 4 件減っていますので増減の分の 4 件の前に△をご記入ください。申し訳ございません。

パブリックコメントは、17 件実施されまして 18 人の方が意見提出されました。次に縦覧ですが、3 件行われ、意見提出者はいらっしゃいませんでした。ワークショップは 1 件、845 人が参加です。その他としては意見交換会が 4 件開催されまして延べ 239 人が参加しています。アンケートは参加者数に大きく影響しますので、全手続のうちアンケートを除いた状況を下から 3 列目の小計で表していますが、ここまでの 5 つの手法で 23 年度に比べますと件数はほぼ同数の 49 件、参加人数は 297 人増えまして 1,831 人です。

各手続の手法で参加者が大きく減っていますが、パブリックコメントで件数は 14 件から 17 件に増えているものの、参加人数は 66 人から 18 人に大きく下がっています。要因としては、平成 23 年度には石狩市総合計画の後期見直しがあり、61 人の参加がありました。このパブリックコメントを除きますと、平成 23 年度には意見を提出した方が 5 人と少なく、昨年度も 18 人中 11 人は水道料金の改定のパブコメに対する意見提出者でしたので、平均的にパブリックコメントへの意見提出者は多くはありませんでしたが、関心の高いものには平成 23、24 年度ともに意見が出されているという状況です。

一方参加者が増えたのがワークショップで、675 人から 845 人が増加しています。これについては平成 23、24 年度も各地区防災計画策定のための策定会議への参加人数でした。意見交換会も件数は 23 年度とほぼ同じですが、参加者が 200 人ほど増えています。こちらもパブリックコメントと同じで昨年度は水道料金の改定をテーマに開催した意見交換会に 177 人と多くの方が参加されているのが参加者増の要因です。なお昨年度は、アンケートは行っていません。ちなみに平成 23 年度のアンケートテーマは、すべて計画策定に関するものでした。

次に同ページの中段から下、各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等についてご説明します。平成 24 年度の市民参加手続のテーマごとにどのような手法を使って手続を行ったかまとめたものです。テーマの数は 23 年度と同じ 39 件です。この 39 件に対して 49 件の市民参加手続を実施しています。

表の左から手続の担当課、手続テーマ、手続の手法、手続の終了日、手法が審議会の場合には審議会の名前、そして参加人数を記載しています。終了月日は審議会であれば答申日、パブリックコメントであれば意見を募集した期限日など市民参加手続を終えた月日を記載しています。参加人数については、審議会とは諮問案件または市民参加手続に該当する案件を審議した会に参加した委員数、パブリックコメント・縦覧は意見提出者の人数、ワークショップ、意見交換会は参加者の人数をそれぞれ掲載していま

す。

何点かピックアップしてご説明します。まず複数の手法を用いたテーマとしては、審議会とパブリックコメントを併用しましたものが何件かございます。まずは4ページ、総務課「石狩市地域防災計画・水防計画の改定」。次に5ページ目、国民健康保険課「第二期石狩市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について」。6ページの建設指導課の「石狩市都市マスタープランの中間見直し」と「石狩市水とみどりの基本計画の中間見直し」、業務課「石狩市水道事業中期経営計画について」。7ページ目の下水道課「石狩市公共下水道事業の使用料について」と「石狩市公共下水道事業、石狩市特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料の統一について」。以上が審議会とパブリックコメントの二つの手法で併用して行ったテーマです。

次に縦覧と審議会を併用して行ったのが、6ページ目の建設指導課「札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更」です。

最後に意見交換会とパブリックコメントを併用したのが同ページの業務課「水道料金の改定」でした。以上が複数の手法を併用したテーマです。

次に、手続への参加者が多かったテーマですが4ページにお戻りください。総務課「石狩市地域防災計画・水防計画の改訂」ですがこちらは審議会を9回重ね、さらにパブリックコメントを実施しまして合計119人が参加されています。次にその下の「各地区防災計画の策定」ではワークショップを41回開催して延べ845人が参加されています。次に5ページ目、企画課が実施しました「平成24年度行政評価の作業中間報告」では、審議会を13回重ねて更にパブリックコメントを実施し64名参加しています。次に6ページ、高齢者支援課が実施した「要介護認定・要支援認定の審査判定」のテーマでは審議会を74回開催し延べ297人が参加されています。次に同ページの下、業務課が実施した「水道料金の改定」では、意見交換会とパブリックコメントを実施し、合計188人の参加があったところです。

次に8ページをご覧ください。こちらでは平成24年度審議会等の開催状況をご報告します。この資料は昨年度実施したすべての審議会の開催状況です。審議会は諮問案件または市民参加手続に関する案件を審議した会が市民参加手続に該当しますが、その会については出席委員数の欄を色づけしています。また一番左の列に記載してあります各審議会の番号が、資料1の審議会の名称の後ろに括弧書きで入れた数字と連動しています。

まず各項目の合計値を10ページの下に記載していますのでご覧ください。審議会の開催の延べ回数が194回、うち公開での開催は102回です。開催された審議会のうち半分弱が非公開ですが、非公開の審議会のほとんどは、審議会番号52、53の障害者自立支援認定審査会と介護認定審査会の計88回で、個人情報を取り扱うことから非公開としています。審議会の開催状況の概要としては、10ページの最下段に23年度の数字を記載していますが、開催回数も委員としての市民の参加人数も、ほぼ23年度と数値は同じ、傍聴者数は58人になっています。次に11ページをご覧ください。公開された審議会に対して1回あたりの平均傍聴者数は0.57人です。23年度の傍聴者数が34名で1回あたり0.34人なので、23年度よりは増加しています。傍聴者が多かった審議会は、審議会番号3から11の「地域防災計画・水防計画改定検討委員会」で延べ27人、番号46の環境審議会には6人の傍聴者がいらっしゃいました。

議事録確定までの日数は 28.2 日。23 年度の 51.7 日から概ね 1 か月以内と適正な状態に戻っています。報告漏れにより会議の予定の公表ができなかった件数は 0 件でした。

次に 12 ページをご覧ください。資料 3 の平成 24 年度パブリックコメント手続の実施状況をご説明します。昨年度は 17 件実施し、18 人から 53 件のご意見をいただきました。23 年度は 14 案件に対し 66 人から 40 件の意見をいただいております。23 年度に比べて実施件数は 3 件増、意見数は 13 件増えています。パブリックコメント 1 案件あたりの意見提出者は 1.1 人で、23 年度は 4.7 人だったので減っていますが、要因は 23 年度には総合計画の後期見直しのパブリックコメントに多くの関心が集まりました。61 人から 25 件と多く意見が寄せられたため、全体の平均とするとこのような数値になります。昨年度のパブリックコメントで意見提出が多かったのは水道料金の改訂で 11 人から 31 件の意見が寄せられました。

次に 13 ページをご覧ください。審議会の開催についての公表以外に公表手続をしなかった案件についてご報告します。市民参加手続を要する行政活動のうち、手続の実施に関する公表漏れが 1 件ありました。案件は「札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更に関する市民参加手続」です。こちらの変更について当初は、都市計画法に基づく縦覧手続を行ったうえで、市民の声を活かす条例の第 5 条第 2 項の規定に基づき、市民参加手続を実施しない理由を公表することとしていました。当該条例文は 19 ページ中ほどに記載しておりますので後ほどご確認ください。しかしこれは条例の解釈の誤りで、本来は同条例の 10 条の適用により都市計画法の縦覧をもって市民参加手続を実施したことになりますので、公表については、本条例に従って市民の声を聴く課が行うべきでした。都市計画法の縦覧は、昨年 11 月 6 日から 20 日まで実施しております。公表業務については「広報いしかり」への掲載と「あいボード」の周知は担当課で実施していますが、本来すべての公表業務は市民の声を聴く課で行わなければならない、公表のあと 2 つの手法である情報公開コーナー、ホームページの公表を行いませんでした。

なお、今回の都市計画内容の変更については、熱供給事業を行っていた石狩サービス株式会社が平成 23 年 10 月に既に熱供給事業を廃止したことに伴う形式的な手続きの意味合いが強く、公表漏れによる市民への影響は少ないと考えます。なお、縦覧期間中に縦覧された方及び意見提出者はいらっしゃいませんでした。

次に 14 ページをご覧ください。やむを得ない理由により手続を行わなかった案件についてご報告します。「東日本大震災の避難者に対する使用料等の減免」についてです。市民の声を活かす条例では、金銭徴収の減免について定める規定を制定または改廃する場合には、市民参加手続を義務付けていますが、今回のケースでは避難者への迅速な支援を行う必要があったことからやむを得ない理由があるものと判断して、市民参加手続を行わなかったものです。東日本大震災により、本市へ避難されてきた方への経済的負担を軽減するために料金の減免を行いました。市が決定した内容及び担当課は記載のとおりです。

以上で長くなりましたが資料の説明を終わります。昨年度の市民参加手続運用状況についてご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、前回の審議会でもいただきましたご意見を 1 ページ目の (1) に記載していますが、さらに具体的

なご指摘をいただければと存じます。パブリックコメントや審議会への傍聴等の参加者を増やすための具体案につきましては次の議事であります「市民参加手続に関する改善方策」でお訊きいたします。

【渡邊会長】

長い説明でしたのでわからない点もあるかもしれませんが、今あった報告について、議事録作成上、発言の折には会長からの指名を受けてから発言をお願いします。それでは、全般的にわからない点、質問がございましたらどんなことでもいいのでお願いします。

【浅野委員】

資料2の審議会の開催状況で、審議会は会議を開催していないところは、どんな理由で開催しなかったのかを報告資料に載せることはできなかったのでしょうか。

【事務局（清水主査）】

審議会は必要な案件があった場合に初めて開催されるものなので、必要が無い場合には開催されないということになります。

【浅野委員】

開催されなければ、報告書には載らないということですか。

【事務局（清水主査）】

実施していることについての報告ということになります。

【渡邊会長】

よろしいですか。他にありませんか。

【向井委員】

報告を受けまして、手続の手法が意外と少ないと思いました。アンケート以外で市民の意見を集める方法がないのでしょうか。事務局に何か考えはないですか。

【事務局（清水主査）】

今、ご審議いただいているのは昨年の実施状況なので、今ご意見いただいた内容はこの後の議事である市民参加手続に関する改善方策での審議内容にさせていただいた方がよりお話しいただきやすいかと思えます。

【渡邊会長】

そのことを考えるのは、我々委員の役割でもあります。他にございませんか。私から1つ、お伺いします。東日本大震災で石狩市内に避難されている方はどのくらいいらっしゃるのですか。また避難先は旧石狩市内ですか。

【事務局（加藤部長）】 ※発言内容を訂正しました

今現在、9世帯、20名の方が避難されていて、うち1世帯が浜益区にいらっしゃいます。

【三浦委員】

資料3のパブリックコメントの実施状況に「水道料金の改定」の意見等の反映状況で「その他14件」とありますが、「その他」とはどういった内容ですか。件数が多いので簡単にご説明願います。

【事務局（清水主査）】

いただいたご意見で申し上げますと、例えば「老後の生活資金の一助としてアパート経営をしているが、水道料金の高さと水質の問題が入居者募集の阻害要因となっている。これ以上アパート経営の悪条件を付加しないほしい」といったご意見がありまして、これに対して市の見解としましては「水道料金に関しては、人口密度や事業開始年度の違いなどから、隣接する札幌市に比べ割高となっておりますが、この度の水源の変更及び老朽化施設の計画的更新に伴って増加する費用は、これからも水道水を安全に安定的に供給するためには、必要不可欠な費用であることをご理解いただきたいと思います。また、水質につきましては、地下水に比べてミネラル分が減少することから、台所やポットなどの白い付着物が減り、札幌市や厚田・浜益区の水道水に近い味になるものと考えております。」というような回答をしております。

【三浦委員】

そういった内容は、「不採用」ではなく「その他」に入るのですね。

【渡邊会長】

他にございませんか。先ほども事務局からお話がありましたが、前回「障害者福祉計画」や「住生活基本計画」の策定といったテーマの時に、アンケートや意見交換会等を実施したらどうかという意見が出されました。昨年度は結構意見交換会という形で住民の意見を集めたと見られます。それから住民の声を聴くというのは大事であって、多様な意見の聴き方があってしかるべきではあるが、しかし人件費や時間もかかるわけですから、いかに効率的に住民から意見を聴くかということも大きな課題でありました。ですから全般的に実施状況を見て、どういう方向でより効率的に多くの市民の声を聴くことができるか。難しいですが皆さんからご発言いただければ幸いです。

【向井委員】

12 ページの中でパブリックコメント手続の実施状況で不採用が多い気がしますが、そういうことが市民不参加に繋がっている 1 つではないか、そんな気がします。

【渡邊会長】

難しいところです。意見を言っても全て行政に活かされるかと言えばそうではない訳です。活かされないのであれば意見は出さないという悪循環が生まれる可能性があります。そこらへんをうまく調整しながらしていかないといけないですね。

【徳田副会長】

平成 24 年度にはワークショップでたくさん意見が出ていますね。平均すると 1 回あたり大体 20 人の方が参加されています。また昨年度の例で申し上げますと、意見交換会ではテーマ 1 件あたり約 60 人が参加されています。昨年度はワークショップと意見交換会は参加実績を上げて 1 件あたり何人くらいの参加があって多くの意見があったということ、またアンケート、意見交換会、ワークショップ等といった手続が市民参加を進めるにあたり比較的有効であろうという見解など、昨年の成果がより現れたという評価を述べた方が良いのかと思います。パブリックコメント手続での意見提出は資料に書いてある通りですが、個人的な意見ですが昨年度のパブリックコメントのテーマは意見が出しにくかったのか意見が少なかった。意見が出しにくいという課題はありましたが、しかし制度的にはパブリックコメント手

続は残しておいた方が良くと思います。審議会とパブリックコメントの二つの手法で行ったテーマが幾つかありましたが、手順のやり方として望ましいことであると、これから評価をまとめる段階では具体的に記載していただいた方が良くと思います。

【石丸委員】

パブリックコメントや傍聴への参加状況について、私も前回の審議会で報告された数字を見た時は少ないなと思いましたが、ただ数字が伸びれば良い訳ではないと思います。水道料金改定に関しては、今回の大幅な値上げにより、一時的に多くの反対意見が提出されたように思います。

また、自分も委員をさせていただいている一市民でありながら、なかなか審議会の傍聴に出席できていない部分もあり、市民参加手続への参加をただ人に求めるのはいかなるものかなと思まいした。あと、広報いしかりに審議会委員としてインタビューを載せてもらいましたが、市民が市民参加手続に参加していることを継続して伝えてもらいたいです。

それから、手順の手法のあり方ですが、今年初めて行われる「いしかりまちづくりディスカッション」で用いる手法も良い方法だと思います。

【渡辺会長】

特に事務局から聞きたいという手法はありますか。

【石丸委員】

一生懸命やられていると思います。

【渡辺会長】

他にないですか。いろいろとご意見いただきましたが 24 年度において市民の意見がいかに関の事業に反映されるか資料を見てとりあえずこの制度に則って行われているということをご皆さんと確認し合いたいと思うのですがよろしいですか。蛇足ですが、先ほども言いましたがこの手続には効率さも求められます。大事な事業ではありますが、同時にどれだけでもお金と時間をかけても良いということではないです。制度の 10 年という節目を迎え、運用する職員の皆さんがよりこの制度の重要性を様々な機会を通じて広く市民に伝え、また担当課を中心にこれを活かしていただきたいと思ひます。運用状況についてはこれで終わりたいと思ひます。次に市民参加手続に関する改善方策についてです。

【事務局（清水主査）】

1 ページをご覧ください。前回の審議会で皆様からいただいた意見を簡単に記載しています。まずパブリックコメントの具体的な改善策として、意見提出をするのは市民であり全く知識のない方もいらっしゃるのて、訊きたいことの要点を絞り、資料の内容は一般市民が読む立場でわかりやすく記載した方が良く。また、意見を手書きで提出するのはなかなかハードルが高いので、意見を提出しやすいように「パブリックコメント記入用紙はHPからダウンロードできます」と記載したらどうか。こちらについては、今現在行っているパブコメの資料を本日皆様の机に置きましたのでご確認いただきたいのですが、提案いただいた通りダウンロード可能であることを記載いたしました。

次に審議会での傍聴者を増やすという件については、市民の関心が高ければ多くの傍聴者が集まるが、実際は厳しい。傍聴できることに対していろいろなところでPRした方が良くという意見をいただひて

おります。本日は更に具体的な手法についてご意見いただければと思います。

また具体策ではないですが市民参加手続を実施する意義として、意見を募集するという役割の他にも市民が市民の義務や責任を意識し、まちづくりに対して関心を持っていただけるという効果や、市が情報を開示している役割も大きいという意見もありました。以上です。

【渡辺会長】

前回の協議の中で出た意見を基に、更に効率的に意見が聴けるように協議したいと思います。なお、前回と今回の意見は答申に盛り込みたいと思います。

【石丸委員】

審議会は市役所やりんくるで開催していますが、場所を特定せずに開催できないのでしょうか。

【渡辺会長】

住民の声を聴く方法として、石狩の地域だけではなく、厚田や浜益で開催してもいいのではないかと
いう意見でしたがどうですか。

【事務局（清水主査）】

案件によっては可能かと思われます。例えば、市民図書館は先月厚田で開催しています。

【浅野委員】

パブリックコメントで記入用紙をHPからダウンロードできるようになったことについて、意見募集用紙に記載するようにしたということですが、実際にメールでの提出状況は増えましたか。また、あい・ボードに設置したパブコメ資料が、募集期間終了後にどのくらい減っているか把握はされているのでしょうか。パブコメへの意見提出状況を見ると少ないかもしれませんが、持ち帰って家で見ている方もいると思うので、そういうのも調べるのは可能ですか。

【事務局（清水主査）】

まずメールでの提出状況ですが、これまでもパブコメで提示する市の原案や意見の記入用紙はホームページにアップしており、意見提出もメールでもいただいているため、今回の試みが反映されているかは不明ですが、メールでの意見提出は多くなっています。

次にあい・ボードに設置した資料の利用状況ですが、案件によって回収される数が少ない案件はあります。手続の公表のあり方の検討材料として、今後気を付けておきます。

【徳田副会長】

3ページ目の上段に第5次答申がありまして、「制度に対する大きな改善も、現時点ではほぼ出尽くした感もある」と書いてありますが、果たして出尽くしていると言えるのかどうか疑問です。行政に対して、意見は持つが提出場所がわからないという人がたくさんいます。制度に対して意見が出尽くしているとは思わないです。たくさん意見をいただく方法はまだあると思います。経費と時間がかかるのでそう簡単ではないと思いますが、例えばランダムで家庭訪問するという方法もあるのではないかと。石狩市が市民の意見を聴こうとしている姿勢が伝わるのではないかと思います。

【蜂谷委員】

町内会や老人クラブなど、人の集まるところに投げかけをするのも一つの方法ではないでしょうか。

【向井委員】

テーマは決めず、地区懇談会などにいろんな意見を訊くのも良いのではないかと。もっと区域を狭くして意見を訊いたらどうでしょうか。

【事務局（清水主査）】

市民参加手続としては、手続を行わなければならないと条例で定めているテーマが、市民に大きな影響が及ぶものや市民の関心が大変高いものなど、特に重要な行政活動を行う時なので、どうしても難し目になるのかもしれませんが。しかしテーマによっては、また市民参加の制度として考えますと、今いただいた提案方法でのアプローチは大切なことだと思います。

【渡辺会長】

他にありませんか。では次に市民参加制度調査審議会のあり方に進みます。

【事務局（清水主査）】

資料6をご覧ください。第5次市民参加制度調査審議会の答申から、本審議会に関する部分を抜粋したものです。まず役割については、制度設立当初は制度の改善を積極的に行う必要があったことから、制度のけん引役としての役割が求められてきましたが、現在は制度の運用が概ね軌道に乗っていることから、この良好な運用状況を維持していくことが役割になってくると考える。次に委員構成についてですが、この役割に応じた組織体制が必要になるが、前審議会は条例で定められた上限である15名で構成しており、この人数を維持すべきか減らすべきか、審議会の中でも意見が分かれました。結論として、条例改正までは必要ないとの結論に至りましたが、この件に関しては今後の審議会の役割を踏まえうたえで、引き続き議論することが望ましいとの答申を受けたところです。

本審議会について改めてご確認していただきたく思いますので16ページをご覧ください。「市民の声を活かす条例の考え方」の内容のうち本審議会に関する箇所を抜粋しています。まず第28条は審議会の役割についてです。役割としては第28条第1号及び第2号で、この条例やこの条例に基づく規則その他の規定の制定改廃について審議。第3号で、必要な案件について十分な内容の市民参加手続が実施されたかなどの点についての評価。第4号で、その他行政活動への市民参加の推進に関して必要な事項について、市の諮問に応じ、又は建議することを役割として規定しています。このうち今回の審議会に対しては第3、4号について市から諮問させていただいており、第3号については、市民の声を活かす条例及び施行規則に細かく規定されている市民参加手続の運用のあり方について、我々行政が十分に行っているか、ご審議いただいているところです。なお、手続の運用については、今日は『市民参加手続マニュアル』と『市民の声を活かす条例の考え方』をお持ちいただいておりますので、参考にいただければと思います。

次に第29条には委員構成について記載されていますが、調査審議会での検討は、市民の健全で多様な感覚に基づいて行う必要があると考えられることから、委員数の上限は市の附属機関としては比較的多い15人とした上で、公募委員は5人以上とするよう努めることとされています。また例外的に2人を上限として市職員も委員に加えることなど、この規定を定めた際の考え方が書かれています。

以上の条例の考え方や、答申内容を踏まえまして、次期審議会の委員構成について今回事務局案を提

出させていただきます。審議会の役割については答申にありますように今後もしばらくは大きな手続のあり方の改善など見込まれないことから、手続の制度改正を重ねるという第1段階から、現在は手続自体は安定しているため、良好な運用状況を維持していくための役割が求められる第2段階に入っていると認識しております。この役割は条例の第3号の市民参加手続の実施及び運用状況の評価を指しておりますが、この役割に必要な人数及び構成として考えた委員構成は案①、②のとおりです。条例の規定で定められた選出枠からそれぞれ1名ないし2名、公募委員は5名を下回らないという規定がありますので5名としました。なお条例で定められた審議会の役割である、第4号の行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項の審議については、運用状況の評価の中で本日もご審議いただいておりますが、具体的な事例を審議いただく中で、今後も引き続き検討されていくと考えております。

現在の条例の運用の中で、試行的に委員を減員して構成したらどうかと考えました。条例改正など、制度に大きな改正が必要になった場合には、条例の規定の範囲内で委員数の増員が必要になると考えます。一方で委員数を減らしてみても、本審議会の役割が過不足なく果たせると実証された場合には、将来的には適切な条例改正を行うことも念頭に入れておく必要があると考えます。

なお前回の審議会は15名で構成していたところを、今回の審議会では12名と減員して審議していただいておりますが、これまでのところ支障なく審議いただいていると考えております。

【渡邊会長】

何かご意見ありますか。委員の人数を減らしても支障なく行えると思えますか。

【石丸委員】

その時に応じて対応できれば、可能だと思えます。

【蜂谷委員】

やってみないとわからないですが、減らしても良いものなのか正直難しいと感じています。

【向井委員】

減員に賛成です。

【浅野委員】

減らすことには賛成です。何かあるときには増員することができるかと記載があるので、迅速に対応できるのであれば良いと思います。

【三浦委員】

賛成です。人数的には第2案が良いかと思えます。今日も欠席委員もいらっしゃるのではどうかと思えますし、団体枠は2名いた方が良いと思えます。

【宮田委員】

減らすことについては賛成です。あと私は団体推薦枠で出ているのですが、婦人の団体として主婦の立場で活動しているので、この審議会でも扱っている専門的なことに対して意見を述べてほしいと言われても難しく感じています。まだ審議会に出て2回目で勉強不足もありますが、一般の主婦ではたちうちできないような内容も結構あって、意見を求められても、自分たちの活動の中身と違うと言うと語弊がありますが、そういうことで意見を述べられないような状況にあります。ですので、事務局案の2で、

団体枠から2名としたとしても、その枠が生かされるかは団体によると思います。

【我妻委員】

減らすことにはある程度賛成できますが、その前に前提条件と言いますか、先ほど副会長もおっしゃっていましたが、本当に制度の改善や手法のあり方などについて、本当にこのままで良いのでしょうか。前回の答申で述べられているようなことであれば良いと思いますし、人数を減らしても変わらないと思いますが、先ほどどなたかがおっしゃったように、改善の手法だとか、もし何か大きなテーマが出た時には増員という対応が当然必要でしょう。また団体選出枠は1名もしくは2名という案に対し、他の委員からも意見が出ていますが、市民活動に実際に関わっている団体の考え方も審議には大きなウエイトを占めていると思います。公募委員は条例上5名を下回らないよう努めるとなっていることを踏まえて事務局案は出されていますが、審議会を構成する委員比率で考えると、8人か9人に減らした時に公募委員は5名のままだと、相対的に団体の意見や学識経験者の比率がアンバランスな感じもしています。公募委員5人という絶対数にこだわる必要はないのではないか、人数を減らすのであれば、減らした割合に合わせて総体的に公募委員も減らすようなイメージでも良いのではないかと考えました。

【徳田副会長】

人数に関しましては、審議会のあり方自身をどう捉えるかということに多少かかってくるかがあるかだと思います。例えば16ページの条例第28条の第2項や第3項を中心に審議を行うのであれば、人数を減らしても全く問題は無いと思っていますが、先ほども申し上げましたように、市民の声をできるだけ行政に反映させることを考える必要があって、この審議会の従来の考え方からちょっと外れても、それはこの審議会の役割にも入ってくるのだとすると、人数に関しても別の考えが出てきます。第4項に行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項とあるのですが、これを拡大解釈しますと、市民の声をどう吸い上げるかということも、ある程度考えなければならない。それを審議する審議会が他にあるのであればよろしいのですが、無くて、そのような面も今後検討するということを考えていくのであれば、人数を減らすというのは困る場合もありうるのではないかという気がしました。ただ現状で、私が言った市民の声をできるだけ吸い上げて行政に反映するという大きな目的でやりますと、あまりにも大きすぎるので、むしろこの審議会では手続についての評価だとか、手法だけについて議論するということに限定するのであれば、減員の形でも良いかと思っています。その中では、例えば案の2くらいが適切かと思っています。

この審議会のあり方をどう捉えるかということですが、この審議会の委員の打診があった時に頭に浮かんだのは、やはり市民の声をなんとか吸い上げて行政に反映させるということでした。それとは少し違って、制度的な問題をいろいろと議論しているのだと伺って、その面からの判断ですと減員は結構だと思います。ただ、その辺りが私も少し分からないというのはあります。

【渡辺会長】

いろいろな考え方があると思います。先ほど確認したとおりこの審議会は、具体的に住民の声を聴くということで住民にあたっていく、実際に運用していくという審議会ではありません。制度そのものがきちんと機能しているかどうかをチェックしながら、市に対して意見を述べてより良い制度にしていく

ということが第一義的な役割だと考えています。実際に住民の声を聴くというのは、いろいろな部、課が対応したり、市民の声を聴く課などが広聴を所管する課として対応したり、これらが一体となって住民の声を吸い上げていくという作業になるのではないかと思います、事務局はどうですか。

【事務局（清水主査）】

第5次審議会では、この審議会は市民参加手続の状況について評価をすることが重要な役割であって、市民参加手続の評価にあたっては条例やマニュアル、考え方等に基づいてきちんと運用されているのかを判断するのですが、運用が安定しているので減員しても良いのではないかとご意見でした。ですがこの内容は条例 28 条の第3項にあたる部分のことであって、第4号をどう考えるかということ徳田副委員長が今おっしゃっていただいたのかと思います。今回事務局から提案させていただいた内容としては、市民参加手続の運用の評価をする中で、今日もご審議いただいているように市民参加制度そのものについてのご意見も当然頂戴することになってくると思うので、そのような認識からも、現状から判断すると委員を減らしても十分に審議会としては機能するのではないかとご意見を伺って、今回提案させていただきました。

【渡辺会長】

団体枠の人数ですが、自分も体育協会からの推薦で参加をして、この場で意見を言ったり聞いたりしていますが、実際は個人的な観点からの発言になってしまっています。この審議会の開催にあたって、市民から意見を聴く良い方法があるかと体育協会の会員の皆さんに聞いてからこの審議会に臨んでいるということにはなっていません。本来はそうしなければいけないのかもしれませんが実際はそこまでいけなくて、出たとこ勝負というか、個人的な考えでこの制度はどういうもので今後どうしていかなければいけないかということをお考えながら皆さんと協議しているのが実際です。この審議会に出る前に団体の会員から意見を聞いてくる人がいればそれにこしたことはないし、皆がそうあるべきだと思うのですが、実際はなかなかそうはいかないです。ですから団体推薦枠を今まで通り5人にしても、それで団体の会員数500人なり1,000人から意見が出てくるようなことにはならないと個人的には考えています。もちろん団体がどうでもいいというわけではないです。参考意見として私の立場から発言させていただきました。

委員数についていろいろ意見はありますが、多数決で決めるという問題でもないと思います。考えるべき条件もありますが、減員するという方向でよろしいですか。条例の運用の範囲でやるのであって、必要な時にはこの定数内でまた戻すことも可能な状況ですから、そういった条件もあわせて、とりあえず減らすということでもよろしいですか。それでは事務局案の8名にするか9名にするか、ご意見を伺いたいと思います。

【事務局（清水主査）】

少しよろしいですか。『市民の声を活かす条例の考え方』の第3章の「市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進」の第26条として、市民意見への積極的な把握についての条文があります。これは第4号に該当してくると思うのですが、市の機関は、市民と市との対話の機会を設けることその他適切な方法によって、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるもの

とするというものです。また第 27 条では市民が自発的に提出した意見の取扱いとして、市の機関は市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨・内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第 7 条の例により検討して結果を公表するように努めるものとあり、あくまでも自発的に提出されたご意見の趣旨及び内容が条例の目的に合致する場合の努力義務としてですが、その対応について言及した条文があります。このあたりについて審議会でご検討いただくというのも一つではないかなと思います。

【徳田副会長】

当該条文の内容を検討するような審議会はあるのでしょうか。

【事務局（清水主査）】

市民参加制度という捉えで考えるのであれば、この審議会以外には無いと思います。あと公募委員の数について、先ほど委員総数に対する比率で考えてはとのご意見いただきましたが、現状では条例で 5 人を下回らないという規定がありますので、今回は規定に則って構成し、今後減員した審議会の運用の中で減らした人数が妥当だと判断された場合は、公募委員については全体委員数の 3 分の 1 というふうに変更していくということも考えられるのかと思います。ただし委員数の変更というだけで議会に条例改正を案件としてかけるということにはならないと思いますので、今後大きな制度改正の必要性が出てきた場合に、合わせて検討することになるかと思いますが、その時は定員上限の 15 名でご審議いただくことになると思います。

【渡辺会長】

質問はありますか。この審議会の考えとして、条件等付きで減員として異議は無いということによろしいですね。また事務局の第 2 案で運用してはどうかと思いますがどうでしょうか。

【複数委員】

異議なし。

【渡辺会長】

では、審議会の人数を事務局案の第 2 案の 9 名ということで答申しますのでご了承いただきたいと思います。これで審議を終了します。

以上を持ちまして第 1 回市民参加制度調査審議会を閉会します。お疲れ様でした。

平成 25 年 9 月 27 日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 渡 辺 信 善